

いわき市下水汚泥等利活用事業

優先交渉権者選定基準

令和2年 4月

福島県 いわき市

いわき市下水汚泥等利活用事業優先交渉権者選定基準

本書は、いわき市（以下「市」という。）が実施するいわき市下水汚泥等利活用事業（以下「本事業」という。）について、公募型プロポーザル方式により行う優先交渉権者の選定にあたって実施する評価の方法と基準を定めたものであり、本事業に係る応募者に交付する募集要項等と一体となるものである。

なお、本基準で使用する用語の定義は、募集要項において使用される用語の定義と同じものとする。

1. 優先交渉権者決定の手順

優先交渉権者決定の手順は以下のとおりとする。

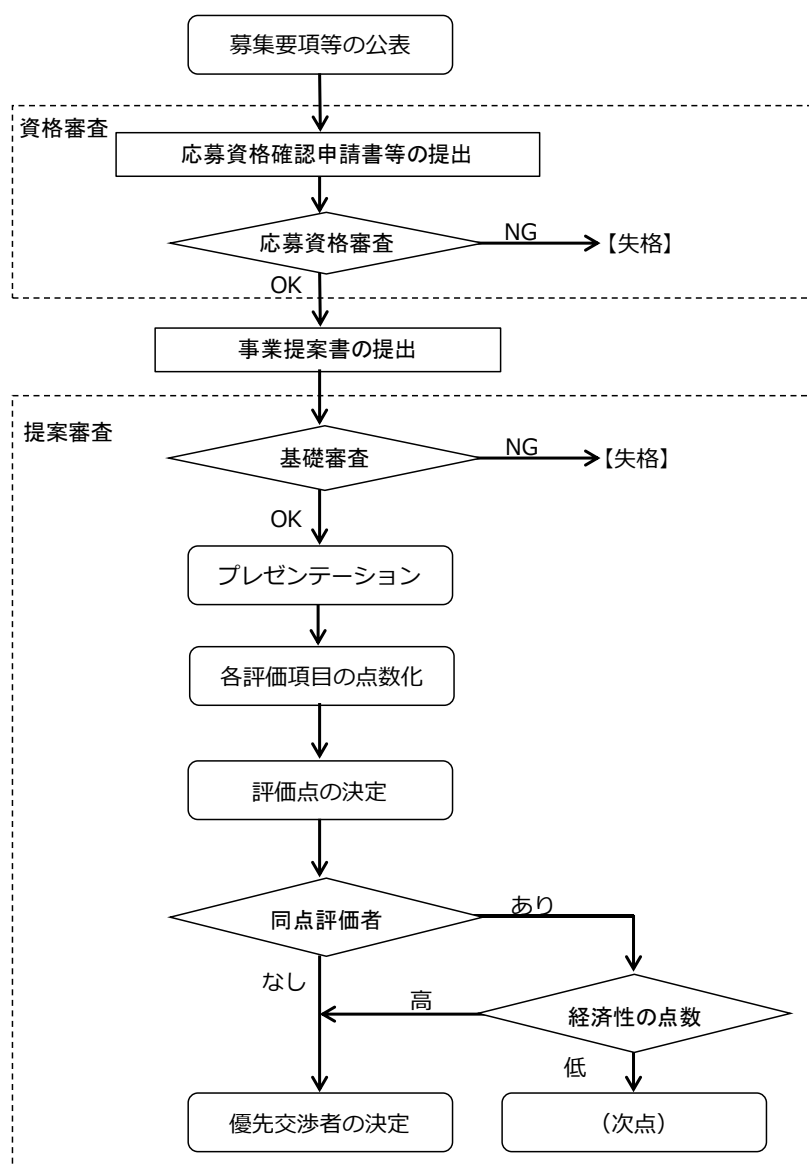


図1 優先交渉権者決定フロー図

2. 資格審査

応募者からの応募資格確認申請書等をもとに、参加要件及び資格等要件の具備を市において確認する。募集要項の「第 3. 4 項 応募者の資格要件」に示す要件を満たしていない応募者は、失格とする。

資格審査の結果は、市より書面にて応募者に通知する。

3. 提案審査

(1) 基礎審査

市は、事業提案書に記載された内容が、下表に示す「基礎的事項」の内容を満たしていることを確認する。基礎的事項について、全てが適格と確認された応募者は、総合審査の対象とし、1項目でも満たさないことが確認された応募者は失格とする。

表 1 基礎的事項

- | |
|---|
| ① 提案書全体について、同一事項に対して2通り以上の提案がないこと、または提案事項間において齟齬や矛盾等がないこと |
| ② 提案書全体について、様式に従った内容となっていること |
| ③ 提案書が要求水準書を満たしていること |

(2) 総合審査

総合審査は、提案内容と価格を総合的に審査する総合評価方式により行う。

ア プレゼンテーション

「いわき市下水汚泥等利活用事業審査委員会」(以下「審査委員会」という)は、提案内容について、各応募者からのプレゼンテーションを受ける。このプレゼンテーションを受けて、審査委員会は、専門的見地から、評価を行い、プレゼンテーションの具体的な日時、場所等の詳細については、事前に代表企業に通知する。

なお、このプレゼンテーションは、あくまで提案内容の補足説明を行う目的で実施するものである。

イ 内容評価点

本評価では、審査委員会において、各提案内容を別紙に示す各評価項目により評価、採点する。

なお、内容評価点の合計点は600点とし、各評価項目の内容に応じ、以下に示す評価方法によって、内容評価点を付与する。

(ア) 定性評価

表2に示す評価基準で内容評価点を付与する。

表 2 定性評価の評価基準

評 価	評価内容	採点基準
A	非常に優れている	配点×1.00
B	AとCの中間程度	配点×0.75
C	やや優れている	配点×0.50
D	CとEの中間程度	配点×0.25
E	要求水準と同等である	配点×0.00

(イ) 定量評価

各応募者の提案数値をもとに、別紙に示す評価方法によって内容評価点を付与する。

ウ 経済性に関する評価点

経済性に関する評価点は400点満点とし、以下の式により経済性に関する評価点を付与する。

(経済性に関する評価点)

$$=400 \text{ 点} \times \text{最も低い提案価格} / \text{当該応募者の提案価格}$$

※1：提案価格は事業期間中における事業者の市への支払額(バイオガス売買額、固形燃料化物売買額、その他事業者の市への支払を予定する額)を差し引いた価格で評価を行う。

エ 端数処理

内容評価点及び経済性に関する評価点は、小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位までの数値とする。

4. 合計評価点の算定と優先交渉権者の選定

市は合計評価点を算定し、合計評価点が最も高い応募者を優先交渉権者として選定する。

なお、合計評価点と同点の応募者が2者以上あるときは、経済性に関する評価点が高い者を優先交渉権者とするが、さらにこれも同点の場合は、くじ引きにより特定する。

くじ引きによる場合の方法は対象となる応募者に別途通知する。

合計評価点は以下の式により算定を行う。

合計評価点 (1,000点満点)

$$= \text{内容評価点 (600点満点)} + \text{経済性に関する評価点 (400点満点)}$$

別紙 内容評価点の評価項目及び配点

評価項目			配点	評価内容	評価方法	評価基準	
大項目	中項目	小項目					
(1)事業の安定性	固形燃料化物の受入企業の安定性		150	30	長期的な固形燃料化物の有効利用の安定性を評価する	定性	優先交渉権者選定基準に示す「表2 定性評価の評価基準」に基づく評価
	SPCの収益性			10	SPCの財務的な収益性を評価する	定量	・E-IRR：5%以上 ・維持管理運営時の単年度赤字がない 各5点
	類似業務の実績	固形燃料化施設の運転実績		20	固形燃料化施設(下水汚泥を含むバイオマスが処理対象)の運転実績(施設能力50t/日)を評価する	定量	20年以上：20点 10年以上20年未満：10点 10年未満：0点 (複数施設の累計可)
		下水処理場の包括的民間委託の運転管理実績		20	終末処理場(汚水処理能力が42,000m ³ /日以上かつ消化施設を含む)の包括的民間委託での運転管理実績を評価する	定量	30年以上：20点 15年以上30年未満：10点 15年未満：0点 (複数施設の累計可)
	セルフモニタリング			30	セルフモニタリングについて、有効かつ具体的な提案を評価する	定性	優先交渉権者選定基準に示す「表2 定性評価の評価基準」に基づく評価
	処理対象物の変動への対応			20	下水汚泥及び浄化槽汚泥等の短期的・長期的な量及び質の変動を踏まえた安定的な運転への提案を評価する	定性	優先交渉権者選定基準に示す「表2 定性評価の評価基準」に基づく評価
	人材確保および人材教育について			20	従業員の人材確保および維持管理・運営のサービス向上に向けた教育体制などを評価する	定性	優先交渉権者選定基準に示す「表2 定性評価の評価基準」に基づく評価
(2)設計・建設	工事計画		160	30	中部浄化センターと南部浄化センターの工期設定の違いを理解し、工期内に確実に工事完了させる工夫、また、工事期間中の安全管理や周辺環境への配慮がなされた提案を評価する	定性	優先交渉権者選定基準に示す「表2 定性評価の評価基準」に基づく評価
	試運転時における既存施設への影響			30	処理施設の切替等を踏まえた、既存処理施設(焼却施設を含む)への影響を考慮した提案を評価する	定性	優先交渉権者選定基準に示す「表2 定性評価の評価基準」に基づく評価
	下水処理施設の安定的な稼働想定			60	既設を含む水処理・汚泥処理施設を止めることなく、維持管理・運営を安定してできる設備となっているかを評価する	定性	優先交渉権者選定基準に示す「表2 定性評価の評価基準」に基づく評価
	し尿・浄化槽汚泥受入体制			40	し尿・浄化槽汚泥の受入れに対して、受入施設の効率性・安定性・安全性を考慮した提案を評価する。	定性	優先交渉権者選定基準に示す「表2 定性評価の評価基準」に基づく評価
(3)維持管理・運営	ライフサイクルコストの低減		160	60	点検・修繕・更新、ユーティリティ費用や市の収益等について、LOCの低減を踏まえた提案がある	定性	優先交渉権者選定基準に示す「表2 定性評価の評価基準」に基づく評価
	施設の安定的な運転管理			60	汚泥処理方式変更による既存施設への影響を踏まえた効率的・安定的かつ安全な維持管理・運営体制の提案を評価する。	定性	優先交渉権者選定基準に示す「表2 定性評価の評価基準」に基づく評価
	安全対策	危機管理体制		20	故障や災害時等におけるBCPの策定状況や危機管理体制を評価する	定性	優先交渉権者選定基準に示す「表2 定性評価の評価基準」に基づく評価
		固形燃料化物の安全管理		20	固形燃料化物の発熱・発火等に関する安全管理体制を評価する	定性	優先交渉権者選定基準に示す「表2 定性評価の評価基準」に基づく評価
(4)環境への配慮	温室効果ガスの発生抑制		50	30	汚泥処理施設等からの温室効果ガス排出量及びその低減策について評価する。ただし、固形燃料化物利用先での削減効果を含まないものとする	定量	新設・既設のユーティリティ使用予定量より、温室効果ガス排出量の計算が適正かを判断し、以下の式で点数をつける。 提案最低CO ₂ 排出量÷提案CO ₂ 排出量×30点
	臭気対策			20	維持管理・運営期間中の臭気対策について評価する	定性	優先交渉権者選定基準に示す「表2 定性評価の評価基準」に基づく評価
(5)地域への貢献	設計・建設時の地域への貢献や地域経済の活性化		50	20	設計・建設時の地域への貢献や地域経済の活性化に関する具体的かつ優れた提案を評価する	定性	優先交渉権者選定基準に示す「表2 定性評価の評価基準」に基づく評価
	維持管理・運営時の地域への貢献や地域経済の活性化			30	維持管理・運営時の地域への貢献や地域経済の活性化に関する具体的かつ優れた提案を評価する	定性	優先交渉権者選定基準に示す「表2 定性評価の評価基準」に基づく評価
(6)その他	その他独自提案		30	30	その他、本市にとって有益な提案を評価する	定性	優先交渉権者選定基準に示す「表2 定性評価の評価基準」に基づく評価
	(以降は加算項目とするが、(6)その他の項目の合計点が30点以上となった場合は30点として合計点を計算する)						
	付帯事業			20	付帯事業の有効性・実現性・具体性・継続性を評価する ※ただし、バイオガス発電事業の評価は除く	定性	優先交渉権者選定基準に示す「表2 定性評価の評価基準」に基づく評価
	民間発案			10	事業実施に対する発案の貢献度を評価する	定量	発案企業に10点
合計			600				